

長野県ボウリング連盟

会員登録規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、長野県ボウリング連盟（以下「本連盟」という。）の定款第3条に基づき、会員登録について定める。

(重複登録の禁止)

第2条 本連盟に会員登録し承認されたすべての会員は本連盟に所属し、ほかの連盟に重複して登録することはできない。

(登 録)

第3条 本連盟に会員登録をすることにより、公益財団法人 JAPAN BOWLING（以下「JB」という。）のそれぞれの会員に登録されるものとする。

第2章 正 会 員

第1節 個人正会員

(個人正会員)

第4条 個人正会員は、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て、承認され入会した個人とする。

(構 成)

第5条 本連盟の個人正会員は支部に属し、社会人部を構成し、競技運営上は、全日本社会人ボウリング連合の構成員となる。

(移 籍)

第6条 本連盟の個人正会員は、その在住、在勤、在学するところを変更した場合、ほかの連盟の社会人部に移籍することができる。

2 移籍しようとする個人正会員は、速やかに支部を通じ所定の移籍届を提出し、承認を受けなければならない。

第2節 実業団会員

(実業団会員)

第7条 実業団会員は、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て、承認され入会した実業団とする。

(実業団会員の登録手続及び登録資格)

第8条 本連盟に所属する実業団会員の登録手続及び登録資格は、次のとおりとする。

(1) 登録手続

実業団登録申請書に、登録メンバーを記入し、メンバー各人の健康保険証の表紙コピー又は実業団人事責任者の在籍証明書を添付し申請する。

(2) 登録資格

長野県に所在する官公庁、団体、法人で、次の資格を有するもの。

① 官公庁、団体

② 資本金 100 万円以上の株式、合資、合名、有限会社又は実質資本 500 万円以上の法人

③ 協同組合等は、財団法人、社団法人のみとし、その登録メンバーは、団体事務所専従者に限る

2 実業団会員は、同一の法人又は官公庁、団体の役員、社員及び職員で構成されたメンバーで、5名以上を有するものとする。

(構成)

第9条 本連盟において、実業団部を構成し、競技運営上は全日本実業団ボウリング連合の構成員となる。

(資格の喪失)

第10条 実業団会員は、その登録メンバーが5名より少なくなった場合には、その資格を失う。ただし、この場合所定の手続を経て、承認された登録メンバーに限り補充できるものとする。また、当該実業団会員の社員、職員でなくなった場合、又は、転勤等により登録メンバーでなくなった場合には、実業団会員としての資格を失うものとする。

2 前項により退職、離職したメンバーは、第8条の規定にかかわらず、別に定める実業団内規により、OBクラブとして登録することができる。

第3節 高等学校登録会員

(高等学校登録会員)

第 11 条 高等学校登録会員は、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て承認され入会した高等学校とする。

(高等学校登録会員の登録手続及び登録資格)

第 12 条 本連盟に所属する高等学校登録会員の登録手続及び登録資格は、次のとおりとする。

(1) 登録手続

高等学校登録申請書に登録メンバー名簿を添付して申請する。

(2) 登録資格

学校教育法同施行細則の「高等学校設置基準」によって設置された高等学校とする。

- ① 登録メンバーは、当該年度 4 月 1 日現在 18 歳未満の在籍生徒とする。
- ② 登録メンバーは、学校により承認されたメンバーで、数の制限はない。
- ③ 登録メンバー名簿は、毎年提出すること。
- ④ 本連盟の高校生会員と重複してメンバー登録することはできない。

第 4 節 高校生会員及びジュニア会員

(高校生会員及びジュニア会員)

第 13 条 高校生会員及びジュニア会員は、両親又は親権者及び雇用責任者が、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て承認され入会した高校生及びジュニアとする。

(高校生会員及びジュニア会員の資格)

第 14 条 本連盟に所属する高校生会員及びジュニア会員の登録資格は、登録申請当該年度 4 月 1 日現在満 18 歳未満の者とし、登録申請に際しては、必要書類を添えて申請し、承認された個人とする。

- (1) 両親又は親権者及び雇用責任者の入会承諾書
- (2) 年齢を証明できる書類
- (3) その他必要とするもの

(構成)

第 15 条 本連盟の高校生会員及びジュニア会員は、支部（クラブ）に所属し、本連盟のジュニア部を構成する。

(資格の喪失)

第 16 条 高校生会員及びジュニア会員は、当該年度の 4 月 1 日現在において満 18 歳に達しているときはその資格を失う。

(資格の継続と移籍)

第 17 条 高校生会員及びジュニア会員の資格の継続と移籍は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の 4 月 1 日現在において、満 18 歳に達しているときは、個人正会員、個人普通会员、実業団会員として資格を継続できる。
- (2) 当該年度の 4 月 1 日現在において、満 18 歳に達したときは所定の手続きを経て、ほかの部並びにほかの連盟に移籍することができる。

第 3 章 普通会员

(個人普通会员)

第 18 条 個人普通会员は、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続きを経て承認され入会した個人とする。

(構成)

第 19 条 本連盟の個人普通会员は、支部(クラブ)に属し、本連盟の社会人部の構成員となる。

(大会への参加資格)

第 20 条 本連盟の個人普通会员は、支部(クラブ)及び連盟主催、共催等の競技会、リーグ等に参加することができる。全日本、地区等の県外の大会については、正会員の登録をし、資格を取得しなければ参加することはできない。

- 2 大会開催要項に特別な記載がある場合には、当該要項に基づき参加することができる。

(会員の継続と移籍)

第 21 条 本連盟の個人普通会员は、継続手続きにより資格を継続できる。また、在住在勤するところを変更した場合に移籍することができるが、新たに所定の登録申請手続きにより承認を得るものとする。

- 2 いかなる場合においても、重複して登録することはできない。

(記録の公認と褒賞)

第 22 条 本連盟の普通会员の記録は公認され、競技褒賞についても **JB**「競技褒賞授与に関する細則」一般競技褒賞の適用を受けることができる。

第 4 章 会 費

(会 費)

第23条 本連盟の会費は、JBに納入する負担金を含め、次のとおりとする。

(1) 正会員の会費 (JB 負担金、連盟費)

① 個人正会員 : 年額 1 名 6,500 円

(負担金 : 2,500 円、連盟費 : 4,000 円)

ただし、新規会員で入会日が 10 月 1 日以降の場合は、連盟費を 2,000 円とする。

② 実業団会員 : 年額 1 実業団 19,500 円 (3 名を基準とする)

(負担金 : 7,500 円、連盟費 : 12,000 円)

ただし、1 名増すごとに、負担金 2,500 円、連盟費 4,000 円の合計 6,500 円を増すものとする。

ただし、新規会員で入会日が 10 月 1 日以降の場合は、連盟費を 2,000 円とする。

③ 高等学校登録会員 : 年額 1 校 6,000 円

(負担金 : 4,000 円、連盟費 : 2,000 円)

※登録メンバーは、数の制限を設けず、それぞれ会員証を交付する。

④ 高校生会員及びジュニア会員 : 年額 1 名 1,000 円

(負担金 600 円、連盟費 : 400 円)

(2) 普通会員の会費 (JB 負担金、連盟費)

個人普通会員 : 年額 1 名 3,000 円 (負担金 : 1,000 円、連盟費 : 2,000 円)

同一年度内に正会員に移籍登録するときには、正会員の会費を納入すること。また、同一年度内にほかの支部 (クラブ) に移動、移籍したときには、速やかに移動、移籍の手続をしなければならない。

(3) 新たにJBに登録する正会員のうち個人正会員及び実業団会員は、登録初年度に入会金として500円を納入しなければならない。

2 会員は、毎年 3 月 31 日までに次年度の会費を納入することにより、自動的に会員の資格を継続できる。ただし、高等学校登録会員、高校生会員及びジュニア会員は、毎年 4 月 30 日まで継続手続を延長することができる。

3 正会員が、同一年度内にほかの連盟の同一正会員へ移籍したときは、当該連盟の連盟費を添えて手続をしなければならない。ただし、当該年度の JB の負担金は納入する必要はない。同一年度内に個人正会員から実業団会員に、あるいは実業団会員から個人正会員に移動する場合には、負担金並びに連盟費を新たに納入しなければならない。

4 名誉会員の会費は免除する。

5 特別会員の会費は別に定める。

6 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第5章 補 則

(委 任)

第24条 この規程の施行についての必要な事項は、理事会及び代議員総会の議決を経て、会長が

別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から改正施行する
- 3 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 4 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から改正施行する。

(単位：円)

会 員 区 分	J B 入会金	J B 負担金	連盟年会費	会 費
個人正会員	新規 500	2,500	4,000	7,000
	継続 0	2,500	4,000	6,500
個人普通会員	新規・継続 0	1,000	2,000	3,000
実業団会員 ※3名を基準 1名増すごとに、 正会員と同額の年 会費を増す。	新規 1,500	7,500	12,000	21,000
	新規 500	2,500	4,000	7,000
	継続 0	7,500	12,000	19,500
	継続 0	2,500	4,000	6,500
高校生会員及びジュニア会員		600	400	1,000
高等学校登録会員		4,000	2,000	6,000
特別個人会員		10,000	10,000	20,000
特別法人会員		30,000	20,000	50,000